

大 市 民 第 6 6 1 号
令 和 5 年 12 月 12 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会 長 曾 我 部 真 裕 様

大阪市長 横山 英幸

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（諮問）

令和5年12月6日付け大へ審答申第5号により貴審査会から答申のあった案件番号「平29-職7」の表現活動（以下「本件表現活動」という。）について、同答申に基づき大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当すると認定したので、本件表現活動に係る条例第5条第1項の規定による表現の内容の拡散を防止するためにとる措置及び公表の内容を別紙記載のとおりとすることについてご意見をいただきたく、条例第6条第3項本文の規定に基づき諮問します。

案件番号「平29―職7」について

1 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容

下記2(1)に記載の3つの表現活動のうち表現活動1及び2については、下記2(3)に記載のとおり、平成28年10月16日に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

残りの表現活動3については、下記2(3)に記載のとおり、インターネット上で公開されている特定の動画が視聴できない状態になっており、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の3つの表現活動（表現活動1ないし3）は、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動1）

平成28年10月16日に大阪府中央区内の難波西口交差点付近で弁士A及び弁士Bを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Aにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

本件街宣活動のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動2」という。）

（表現活動3）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動3」という。）

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

（本件表現活動1）

- ・在日韓国・朝鮮人が被害を受けたとされる刑事事件等について言及した上で、韓国人について、「自作自演、あるいはね、被害者ビジネスで金を儲けている人間です。これはね、紛れもない事実」などと述べている。
- ・「朝鮮人」や韓国人について言及した後に、「この民族とはもう付き合いことはできませんと、ね、堂々とね、胸を張って言ったらいいんですよ」と述べ、また、「お知り合いに泥棒がいたら、その人と仲良くできますか」、「犯罪者と誰が仲良くできるんですか」及び「この日常的会話の中で

すね、ちょっとこの朝鮮人っておかしいよね。それでいいんですよ。現実問題、朝鮮人というのはおかしいんです。」などと立て続けに述べている。

- ・平成26年に大阪市生野区内で発生した殺人未遂事件の被疑者であった在日韓国・朝鮮人について言及した上で、「韓国人というのは危険なんですよ。違いますか。」などと述べている。
- ・日本において、誤った歴史認識をもって教育に携わっている教員が多数存在している旨の発言をした上で、「日本のことを貶めたい学校の先生というのは平気でそういう嘘をつくんです。ね、息を吐くように嘘をつくんです。まるで朝鮮人みたいなことを言うんです。」などと述べている。

(本件表現活動2)

- ・大阪市内の特定の飲食店において、外国人観光客に対して嫌がらせ行為(以下「本件行為」という。)が行われていたとされる出来事に言及し、本件行為に対して、韓国人及び「朝鮮人の人たち」が「文句をつけ出す」などと述べるとともに、本件街宣活動に反対する面前の者(以下「本件反対者」という。)について「特定の民族」であるとし、「こうやって騒ぐのがね、あの民族なんですよ」及び「こうやってね、大口を叩いてね、我々日本人に対して攻撃してくるのは、あの民族なんですよ」とし、また、「朝鮮人」及び韓国人が本件行為について抗議していることに言及した上で、本件反対者について「デマを平気で垂れ流す民族がこうやっておるといことは非常に日本にとって損失です」などと立て続けに述べている。
- ・本件反対者に対して「朝鮮民族の中のひとり」及び「お前在日三世って言うたやん」などと述べた上で、日本人拉致問題や日韓関係等の「政治的な問題」に言及し、「日本人の今の現状、そしてテロが起こりかねないよという現状を、皆さん知ってもらいたい」などと自説を述べ、本件反対者について、「外国人がこうやってたくさんやって来てね、こうやって我々日本人に襲撃を加えるような活動をする可能性があるんですよ」と言っています。非常に危険ですよ。」とし、また、「例えばね、我々ずっと手出さへんとね、頑張ってもね、こういう人たちね、手出したの自分たちやと、必ずね、ねつ造するんです。非常に怖い人たちです。こうやってね、文句ばかり言うんですよ。」などと述べている。

(本件表現活動3)

本件表現活動1及び2の内容を大阪市内に拡散する行為

- ※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動1及び2は平成28年10月16日に行われたものであり、上記2(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動3は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記2(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動1)

小林 宏助

(本件表現活動2)

村上 利一

(本件表現活動3)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。